

VR等を活用した研修システム作成業務一式(令和8年度) 評価基準表

評価基準票

(価格点：技術点＝1：3、得点配分 価格点100点、技術点300点)

I 価格点

価格点＝(1－入札価格／予定価格)×100点

II 技術点

評価項目	必須	評価基準	得点配分			採点欄	提案書 項目番号
			基礎点	加点	合計		
1. 事業の目的、内容及び実施方法							
1-1 事業目的	○	・事業内容の背景及び目的を理解した上で、その実施に当たっての理念、方針等が示されているか。	10	－	10	A · E	
1-2 事業内容	○	・事業内容について、それぞれの事項が具体的かつ詳細であり、根拠が明確に示されているか。(具体的なイメージ、構成、媒体、方法、期間等)	10	－	30	A · E	
	○	・仕様書に示された内容の全てについて、有効な提案が十分されているか。	5	－		A · E	
		・児童相談所の援助業務を理解し、事業目的に沿った効果的な提案がなされているか。	－	10		A · B · C · D · E	
		・仕様書に示された内容以外に、事業目的に沿った効果的な提案がされているか。	－	5		A · B · C · D · E	
1-3 実施方法	○	・目的、事業内容と整合し、効果的かつ無理のない実施方法が提案されているか。	5	－	125	A · E	
		・学識経験者、児童相談所関係者等の助言・提案を十分に取り入れることができる実施体制となっているか。	－	20		A · B · C · D · E	
		・シナリオの策定について、事業目的に沿って効果的な人物(キャラクター)、場面(シナリオ)が、具体的な根拠とともに提案されているか。	－	20		A · B · C · D · E	
		・VRコンテンツの制作について、合理的な方法が、具体的な根拠とともに提案されているか。	－	20		A · B · C · D · E	
		・事業検討委員会の企画・運営について、妥当かつ現実的なスケジュールとなっており、委員会の意見を十分に反映できるような提案となっているか。	－	20		A · B · C · D · E	
		・研修の施行実施について、研修の参加者や実施場所等について、検証ポイントを踏まえた最適な人数、場所等が提案されているか。	－	20		A · B · C · D · E	
		・事業実施計画書の作成について、令和8年度から全国の児童相談所等での研修実施が可能となるよう、現実的かつ具体的な提案がされているか。	－	20		A · B · C · D · E	
1-4 事業計画	○	・事業実施計画は妥当かつ現実的なスケジュールとなっているか。	5	－	10	A · E	
		・事業を適切に実施することができる体制(人員、資格・経験、手順等)の確保及び役割分担が明確にされているか。	－	5		A · B · C · D · E	

2. 事業実施主体の適格性									
2-1 実績、専門性	○	・事業内容に関して、最適な実施を行うためのノウハウを有しかつ、国、地方自治体、民間企業等における類似案件の実績を有し、目に見える実績があるか。	5	—	25	A	E		
		・VRコンテンツの制作に関して、最適な実施を行うためのノウハウを有しているか。	—	10		A・B・C・D・E			
		・運営事務局に類似の事業を手がけた者や、事業内容（VRコンテンツの制作、研修実施手引きの作成等）に関し、秀でた実績を有する者がいるか。	—	10		A・B・C・D・E			
2-2 適格性	○	・事業目的を達成するための十分な体制が整っているほか、個人情報、文書データ等の漏洩防止等の危機管理体制は十分に備わっているか。	5	—	15	A	E		
		・事業目的を達成するために、事業方針や内容に応じて、適切な外部アドバイザーの配置や、適切な者の起用等を提案しているか。	—	10		A・B・C・D・E			
2-3 経営基盤・組織・人員体制	○	・業務遂行のための必要な経営基盤が整っており、組織内の情報伝達・共有や進捗管理が適切にされているか。	5	—	15	A	E		
		・業務遂行に十分な人員を確保しており、こども家庭庁、事業検討委員会等との連携が迅速・柔軟にとれる体制となっているか。	—	10		A・B・C・D・E			
3. 従事者における識見・能力									
3-1 こども虐待への理解・識見		・こども虐待に関する理解・識見を十分に有しているか。	—	10	40	A	E		
3-2 児童相談所等における業務への理解・識見		・児童相談所等における業務に関する理解・識見を十分に有しているか。	—	10		A・B・C・D・E			
3-3 能力の適格性		・VRコンテンツの制作等に関する能力・識見を十分に有しているか。	—	10		A・B・C・D・E			
3-4 客観的指標		・業務歴、資格、その他経験や客観的指標を十分に有しているか。	—	10		A・B・C・D・E			
4. 質上げ表明による加点について									
当該項目による加点を希望する場合、応札資料作成要領（別紙3）3 留意事項を確認すること。		「質上げを表明した企業等」については、以下の評価項目により加点を行う。 ○中小企業等 ・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明している。……………15点	—	15	15				
内閣府共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・プラチナえるぼし ※2 ……………15点 ・3段階目 ※3（認定基準5つのすべてが○となっている） ……12点 ・2段階目 ※3（認定基準5つのうち3～4つが○となっている） ……9点 ・1段階目 ※3（認定基準5つのうち1～2つが○となっている） ……6点 ・行動計画 ※4 ……………3点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・プラチナくるみん ※5 ……………15点 ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）※6 ……………12点 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※7 ……9点 ・トライくるみん ※8 ……………6点 ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）※9 ……………3点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（コースエール認定企業）……………9点 ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※2 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（※9の認定を除く。） ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定	—	15	15				
合 計						300			

(点数) 【配点点が20点の場合】A: 20点、B: 14点、C: 10点、D: 6点、E: 0点
【配点点が10点の場合】A: 10点、B: 7点、C: 5点、D: 3点、E: 0点
【配点点が5点の場合】A: 5点、B: 4点、C: 2点、D: 1点、E: 0点